

だいしん未来支店取引規定

ご契約者本人（以下「お客様」といいます。）と大阪信用金庫（以下「当金庫」といいます。）だいしん未来支店（以下「当支店」といいます。）が取引を行う場合は、以下の条項のほか、別途当金庫が定める各取引規定が適用されることに同意したものととして取扱います。

第1条 （反社会的勢力との取引拒絶）

当支店の取引は、第18条第4項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第18条第4項第1号から第3号までの一つにでも該当すると当金庫が判断する場合には、当支店の取引をお断りするものとします。

第2条 （お取引）

（1）利用資格者

本規定に同意し、日本国内に住所を有する（短期居住者除く。）満20歳以上の個人のお客様を利用資格者とします。ただし、お申込みのお客様が反社会的勢力等に該当する場合には、当金庫での取引はお断りします。

（2）当支店の取引

次の各号に定める取引をご利用いただけます。

- ① だいしん未来支店専用普通預金（以下「普通預金」といいます。）取引
- ② 普通預金口座キャッシュカード取引
- ③ だいしん定期「センス」定期預金（以下「定期預金」といいます。）取引

（3）前項各号の取引は別途当金庫が定める各取引規定にもとづくものとします。本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。

（4）取扱時間

当支店の取引の取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。

（5）通帳、証書の発行

当支店で開設した口座の通帳（または証書）は発行いたしません。

（6）お取引店の変更

お取引店の変更はできません。

（7）個別の取引規定についてはホームページでご確認ください。

第3条 （お届け印）

（1）当金庫と取引を開始する際には、口座開設の際に使用する印章（以下「お届け印」といいます。）により印鑑を届出てください。印鑑はお客様おひとりにつき一つのみ届出いただき、当支店の取引において共通とします。

（2）取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生

じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第4条 (当支店との取引方法)

お客様は、本規定にもとづき、次の方法で取引を行うことができます。

(1) 口座開設

郵送による普通預金口座開設申込により開設し、届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が「キャッシュカード」および「テレホンバンキングご利用カード」（以下「ご利用カード」といいます。）を発送します。お客様の事情により受領されず当金庫に返送された場合は、お客様の当金庫に対する口座開設の申込は撤回されたものとみなします。

(2) 現金の入金

当金庫および当金庫提携金融機関等の現金自動預入払出兼用機によるキャッシュカードでの入金、振込による入金ができます。

(3) 預金の払戻し

当金庫および当金庫提携金融機関等の現金自動預入払出兼用機によるキャッシュカードでの支払、またはだいしん未来支店専用テレホンバンキングサービス（以下「テレホンバンキングサービス」といいます。）により預金開設時に指定した口座への振込を行います。

(4) テレホンバンキングサービスによる依頼

お客様は、テレホンバンキングサービスにより、定期預金作成依頼、普通預金および定期預金の解約依頼を行うことができます。

(5) テレホンバンキングサービスによる照会等

お客様は、テレホンバンキングサービスにより、残高、明細の照会を行うことができます。

(6) その他当金庫所定の方法による取引

第5条 (本人確認)

(1) 電話による本人確認

テレホンバンキングサービスの本人認証システムにより、本人であることを確認します。

(2) 郵送による本人確認

郵送による本人確認は、同時郵送された本人確認書類（写）と当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。

(3) その他

当金庫が前各項の確認をして取扱いましたうえは、本人確認につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第6条 (電話での取引内容の記録)

(1) 当金庫はお客様との電話での会話内容をすべて録音により記録し、相当期間保存します。

(2) 取引内容について疑義が生じた場合は、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱いま

す。

第7条 （通知および取引の制限）

- (1) 当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。
その場合、当金庫に届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (3) 当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) 通知等が未着として当金庫宛に返戻された場合、当金庫は通知または書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。また返戻された送付物に関し、当金庫は保管責任を負いません。

第8条 （顧客情報の取扱）

当金庫との取引に関し、当金庫は顧客情報を当金庫の本支店、子会社、関連会社、その他の第三者に処理させることができるものとします。また、法令、裁判手続その他の法的手続または規制当局により、顧客情報の提出を要求された場合は、その要求に従うことができるものとします。

第9条 （取引内容の確認）

所定の方法で確認してください。

第10条 （取引の通知）

所定の手続により通知します。

第11条 （契約期間）

この契約の契約期間は、当支店に普通預金口座を開設された日から普通預金口座を解約された日迄とします。普通預金口座の解約に伴い、当支店との契約は自動的に終了します。

第12条 （紛失・盗難および届出事項の変更等）

- (1) キャッシュカード、ご利用カード、届出の印章を紛失もしくは盗難にあったときは、直ちに電話等により当金庫に連絡するとともに、当金庫所定の書面によって当金庫に届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 印章、氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに電話等により当金庫に連絡するとともに、当金庫所定の書面によって当金庫に届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

- (3) キャッシュカード、ご利用カード、届出の印章の紛失もしくは盗難にあった場合、この預金の払戻し、解約は、当金庫所定の手続をした後に行います。
この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 住所変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (5) キャッシュカード、ご利用カードの再発行、印章の紛失に伴う改印手続にあたっては、原則として当金庫所定の手数料をいただきます。

第13条 (諸手数料)

- (1) キャッシュカード再発行手数料、ご利用カード再発行手数料、その他の諸手数料は、普通預金口座から払戻請求書等なしに引落します。
ただし、残高不足等の理由により手数料の引落ができない場合は、入金後に処理します。
- (2) 当金庫に関する諸手数料を改定もしくは新設する場合には、原則として改定内容もしくは新設内容を当金庫のホームページに掲示することにより告知します。
手数料等に関する資料を書面で必要とする場合は、当金庫に別途請求してください。

第14条 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当支店に届出てください。また、お客様の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を当支店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項の規定と同様に、直ちに書面によって当支店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当支店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第15条 (譲渡、質入の禁止)

- (1) 普通預金、定期預金、預金契約上の地位その他当支店の取引にかかるいっさいの権利およびキャッシュカード等は、譲渡、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第16条 (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住しているお客様は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻等の預金取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、お客様からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は速やかに当該取引の制限を解除します。

第17条 (免責事項等)

- (1) やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害を原因とする振込・振替等の遅延または払戻不能、および災害、事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等の事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 公衆電話回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客様の取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第18条 (解約等)

- (1) 当支店の普通預金取引を解約する場合には、同時にその他全ての取引を解約するものとします。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫は当支店の取引を停止し、お客様に通知することなく当支店の取引を解約することができるものとします。
なお、この場合、キャッシュカードは回収しません。
 - ①相続の開始があったとき。
 - ②定期預金の口座がなく、1年以上にわたり普通預金の利用がない場合。
 - ③住所変更の届出を怠る等により、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。
 - ④当金庫の取引規定に違反した場合等、当支店の取引の解約を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - ⑤支払停止、破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。
- (3) 次の各号の規定の一つにでも該当した場合には、当金庫は当支店の取引を停止し、またはお客様に通知することにより当支店の取引の契約を解約することができるものとします。
なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①当支店の取引の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または取引名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ②お客様が第15条第1項の規定に違反した場合
 - ③当支店の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、また

はそのおそれがあると合理的に認められる場合

- ④当支店の取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、お客様について確認した事項および第 16 条第 3 項に定めるお客様情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合
 - ⑥第 16 条第 1 項から第 3 項に定める取引等の制限にかかる事象が 1 年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦前各号の規定に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の規定の一つにでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は当支店の取引を停止し、または解約の通知をすることにより当支店の取引を解約することができるものとします。
- ①口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②お客様（法人の場合はその代表者を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③お客様（法人の場合はその代表者を含む。）が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
- (5) 解約により預金等が残る場合には、当該金額をお客様ご本人名義の口座に振込むことでお客様に対するすべての責任を免れることができます。

第19条 （規定の変更等）

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更するものとします。
- (2) 前項の規定による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当金庫ホームページその他相当の方法で公表し、公表

の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第20条 （準拠法・合意管轄）

当支店の取引の契約準拠法は日本法とします。当支店の取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第21条 （「だいしんお楽しみPOINT」サービスの取扱）

「だいしんお楽しみPOINT」サービスの対象とはなりません。

以 上